平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私　　法

Ｄ日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は３枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

ＡとＢは、１９９４年に婚姻し、１９９６年に甲不動産（土地と建物）を購入した。甲不動産はＡ名義としたが、ＡとＢは収入が同額であったため、不動産の購入の頭金を同額負担し、ローンも同額負担して、２０１０年に完済した。

２０１２年６月、Ａは、兄Ｃに懇願され、ＣがＤから１５００万円を借り入れるにあたり、その債務の連帯保証人となった。Ｃの債務の返済期限は２０１５年５月末日であったが、Ｃは返済期限を過ぎても全く返済していなかった。

そこで、Ｄは、Ａから１５００万円を回収しようと考えていたが、このことを知ったＡは、２０１５年６月１０日、Ｂと協議離婚の届出をし、財産分与として、甲不動産（この時点での評価額２０００万円）の登記名義をＢとした。また、同月２０日には、Ｂとの間で、離婚に伴う慰謝料を支払う旨の合意をし、預金残高８００万円全部を、Ｂに支払った。これらにより、Ａに財産は残っていない。Ａは離婚後、実家で暮らしている。

Ｄは、２０１５年７月になり、上記の事実を知った。

【問い】

Ｄは、誰に対し、どのような請求をすることができるかを、論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Ｙ株式会社（以下、「Ｙ社」とする。）は、取締役会設置会社ではなく、種類株式発行会社ではない。Ｙ社の発行済株式総数は、１万株である。

Ｙ社の取締役は、Ａ・Ｂ・Ｃの３名であり、Ｂのみが代表取締役である。Ｙ社の定款には、取締役の員数に関する規定はなく、株主総会の決議要件に関する規定もない。Ｙ社の株主は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４名であり、Ａは４５００株、Ｂは２５００株、Ｃ・Ｄはそれぞれ１５００株を保有していた。ＡとＢ・Ｃ・Ｄは親子関係にあり、Ｂ・Ｃ・Ｄはそれぞれ、Ａの長男・二男・三男だった。

Ａが交通事故で死亡し、Ｂ・Ｃ・Ｄが相続人となった。Ａの配偶者は、Ａの死亡より前に他界していたため、Ｂ・Ｃ・Ｄの相続分はそれぞれ３分の１である。Ａの遺言はなく、遺産分割協議は難航した。Ａが保有していた４５００株のＹ社株式の権利行使者（以下、「本件権利行使者」とする。）についても、Ｂ・Ｃ・Ｄの意見がそれぞれ分かれ、その決定ができない状態となった。

そこで、Ｂは、Ｙ社を代表して、Ｂを本件権利行使者と認めた（Ｃ・Ｄは、Ｂを本件権利行使者とすることに同意していない。）。そして、Ｂは、Ｙ社の株主総会（以下、「本件総会」とする。）を招集し、Ａの後任の取締役選任の議題を審議した。本件総会で、Ｂは、友人のＴを取締役として選任する議案を提案したが、Ｃ・Ｄは反対した。Ｂは、「Ｙ社が、本件権利行使者をＢとすることに同意したので、本件総会におけるＢの議決権は７０００である。」と主張した。そして、Ｂは、「Ｔを取締役として選任する議案は、賛成７０００（Ｂの投票）・反対３０００（Ｃ・Ｄの投票）の賛成多数で可決された。」と宣言した。

本件総会日の１か月後、Ｃは、Ｔを取締役として選任した本件総会決議の取消しの訴えを提起した。

【問い】

Ｃの請求を認容すべきか否かについて、最高裁判例の立場を踏まえて論じなさい。